

「e-デモクラシー」について

開倫塾

塾長 林 明夫

こんにちは、開倫塾の塾長の林明夫です。

今日も開倫塾の時間を聞いて頂いて有り難うございます。

先週は栃木県 IT 経済戦略会議を終え、答申がでましたという内容の話をさせて頂いたところ、何人かの視聴者の方から、私が主張した「e-デモクラシー」について、もう少し詳しい説明の御希望がありましたので、今日は栃木県 IT 経済戦略会議の中で私が述べた意見「e-デモクラシー」についてお話しさせていただきます。

この「e-デモクラシー」とはインターネットが一部の人のみではなく多くの人々が活用する時代になり、そのため、インターネットを活用した民主主義の実現、これを「e-デモクラシー」と言うように私は思います。誰が最初に言ったのかということではなく、何人かの人が言っているようで、こういう言い方もあるのではないかとということで、私は思っ使わせて頂いています。これは今回、栃木県 IT 経済戦略会議の答申書本文に入っていますので、もしよかったら是非参考にさせて頂ければと思います。

「e-デモクラシー」の内容はいくつかあります。一つは情報公開です。インターネットの活用によって、情報公開をより促進することが出来る訳です。例えば、県議会とか審議会の議論の議事録は、インターネットで県民は一ヶ月程度以内知ることが出来るようにしたらいいのではないかと考えています。100%公開が前提になります。今までは県議会の議事録とか審議会の議事録は、すべて、速記を起こして、県の図書館や、議会の図書館に行けば見られましたが、そこに足を運んで行かなければ見られませんでした。せつかく速記を起こすのであれば、ホームページビルダーと連動させて、速記を起こしたら即時にインターネットで公開したらいいのではないかと。というのが私の考えであり、県 IT 経済戦略会議の考えでもあると主張させて頂きました。

例えば、県の IT 経済戦略会議の議事録もホームページで全部公開されました。皆さん、是非栃木県のホームページを見て頂き、審議会の項目から栃木県 IT 経済戦略会議をクリックしますと、今まで 8 回の議事録がほとんど正確に出てきます。誰がどんなことを言ったのか、名前までは出てきませんが、内容はすべてご覧になれます。これは栃木県始まって以来のことです。このようなことを、県

議会、他の審議会でもやって欲しいというのがこの主張であります。県の公文書で公開対象になっているものも同様です。これは県議会、県庁が県民に対して、説明責任アカウンティビリティを果たすことが情報公開として大きな意味をもつからです。透明にするということですね。トランスパレンシーと言います。それがインターネットを使った情報公開です。

それから二番目にインターネットを使った行政評価というのがあります。行政評価にはインターネットによる情報公開が前提になります。電子県庁に置いては IT による行政評価を機能させ、評価の低い事業を見直し、あるいは廃止して頂きたいと思えます。そうすることによって、税金の無駄使いを排除することが簡単になると思えます。少し難しいところかもしれませんが、行政評価、行政がやっていることが、はたして、県民の利益になっているのかどうかを明確にし、最終的には IT、インターネットによってそれを公表し、行政評価の項目を創って数字で公開して欲しいというのがこの主張です。日本ではまだやっているところはありません。

電子入札はすでにやっているところが多いです。インターネットによって入札情報を 100 %公開した方がよい。わざわざ担当窓口に出向かずともいい、政府の ODA のところをクリックすると日本国中の人が見られる。入札したい人はインターネットで入札して頂く、それによって談合する仕組みがなくなる。徹底的な公平な電子入札によって県民の信託に応えるべきであるというのが、この IT 経済戦略会議の答申であります。

パブリックコメント制が栃木県では始まりました。行政機関の意志決定機関に於いて、広く国民に素案を公表し、それに対して出された意見、情報を考慮して意志決定を行うという制度をパブリックコメント制といいます。これをインターネットを活用し「e-デモクラシー」を推進すべきというと、例えば、知事が政策を表明し、その意見に対する意見を募集するとか、インターネットカンフォレンスといって、日を限って県民から意見を求めて、インターネット上で意見を表明したり、議論をすること等は非常におもしろいと思えます。

これも栃木県では中間答申で 10 月 15 日に私が発表したのですが、10 月 20 日過ぎ、県民の意見を計画的に反映するというので、行政改革の大綱についてパブリックコメント制を栃木県では導入しました。非常に反響がありました。

最後の電子投票については、各種選挙の人件費については無視できない段階にあり、栃木県でも電子投票の調査研究、インターネットによる選挙運動の問題点を研究したらいいのではないかとということでもあります。但し、「e-デモクラシー」の権利の濫用を県民は自制することが求められる。重箱の隅をつつくような揚げ足取りは慎むべきです。またウイルスを進入させるような行為は刑罰の対象になる訳ですから、公民としての倫理を高く保持しながら、e-デモクラシーの推進を行わなければならないというのが、栃木県 IT 経済戦略会議の答申の最後に書かれている内容です。

今日は先週発表になりました、栃木県 IT 経済戦略会議の答申の中で私の担当した e-デモクラシーに関するところを説明させて頂きました。皆さんに是非関心を持って頂ければと思います。